

歩道等維持管理作業実施手順マニュアル（素案） 平成 29 年 12 月情報交換会説明版 に対する御意見と対応

（○：平成 29 年 12 月登山道関係者による情報交換会時の御意見、●：情報交換会後の意見募集時に提出された御意見）

御意見提出者	番号	御意見の内容（概要）	対応（案）
北海道大学大学院農学研究院愛甲准教授	1	○このマニュアルは歩道の維持管理作業を実施するときの事務手続き要領のように思えるが、「大雪山国立公園における登山道整備技術指針」（以下「技術指針」という。）との違いは明確にすべき（「本マニュアルが技術指針に置き換わり、技術指針が活用されない」ということになるのであれば、極めて重大な問題との趣旨）。	<p>本マニュアルは技術指針に示された事項を、実際に運用するための具体的な手順を示すものと位置づけられます。</p> <p>技術指針の I-137 ページ「7. 効果的な登山道の整備・管理に向けて>（3）登山道整備・管理の今後の方向性」には、地域内外からの協力者が登山道の整備に参加する方向性が示されていますが、このマニュアルでは歩道の補修等維持管理作業を実施する場合の実施手順を明確にすることでこうした方向性にも対応するものです。</p> <p>また、I-135～136 ページ「7. 効果的な登山道の整備・管理に向けて>（2）山岳関係者との連携協力体制の現状」には、登山道の維持管理作業の P D C A サイクル実施の必要性が記載されていますが、このマニュアルではこれまで運用されていない具体的な手順を明示するものです。</p>
	2	○現在行われている整備が「大雪山国立公園における登山道整備技術指針」や「大雪山国立公園における登山道管理水準」に合っているのかという精査やモニタリングがなされていないことが問題。	御指摘のとおり、技術指針や管理水準に示された取組がなされているのか、把握、評価されていないことが問題で、技術指針を具体的に運用するための本マニュアルを作成することで、その問題を解決できるものと考えます。
	3	●全体をとおして、対象とする事業の範囲が分かりにくい。対象が別紙に示されていて、分かりにくい。関係機関の方だけが読むならそれでもよいかもしれないが、シンプルで分かりやすくしてほしい。	<p>ご指摘を踏まえ、本文に、本マニュアルの対象として次のように追記しました。</p> <p>（1）歩道の維持管理作業（補修等）</p> <p>（2）歩道の維持管理作業（刈り払い等）、看板類の設置・補修、歩道の表示</p> <p>また、概要資料には、実施計画書の様式等を添付して【概要版】</p>

		<p>とし、「本マニュアル」の内容が、【概要版】を読むだけでもわかるようにしました。</p>
4	<p>●対象の「軽微なもの」は「歩道の補修や刈り払い等の維持管理作業、誘導標識や案内板の設置、歩道の表示」となっていますが、現状と比べて事務作業の負担が増えるように受け取られないか？現状の手続きとの違いを明記すべきでは？このような軽微な作業の場合でも、フローにあるように、事業執行や土地所有関係制度に基づく手続きが必要な場合はどのような場合かも示すべきでは。「軽微なもの」にしては、手続きが面倒だと受け取られると、活用につながらない。</p>	<p>「軽微なもの」は、自然公園法第 10 条第 6 項に基づく同意又は認可事項の変更手続きを要しない程度の歩道の補修を施工するという趣旨で記載しました。</p> <p>誤解が生じないように、概要版及び本文には、本マニュアルの対象となる次の活動を列挙し、</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 歩道の維持管理作業（補修等） (2) 歩道の維持管理作業（刈り払い等）、板類の設置・補修、歩道の表示 <p>そのうえで、本対象について詳細に解説した「大雪山国立公園における歩道等維持管理作業実施手順マニュアルの運用について」において、「(1) 歩道の維持管理作業（補修等）」については、「自然公園法第 10 条第 6 項に基づく同意又は認可事項の変更手続きを行い公共事業として実施するようなものを除く（別途、国立公園事業者が関係者との調整を別途実施する。）」と記載し、「軽微なもの」という表現を削除しました。</p> <p>フローについてもご指摘を踏まえて修正し、可能な限り簡略な記述としました。</p> <p>なお、「手続きが面倒だと受け取られると、活用につながらない。」とのご指摘については、番号 7 をご覧ください。</p>
5	<p>●概要や実施手順のポンチ絵だけで理解できるようにすべき。そのためには、技術指針や管理水準を参照すべきであることは、フローのステップに含めるなどより明確にすべき。</p>	<p>御指摘を踏まえて修正しました。</p>

	<p>6 ●手続きのところには、「歩道等維持管理作業を行おうとする者が行う歩道の補修や維持管理作業」となっており、冒頭の「軽微なもの」とは異なる範囲を対象にしているのか？また、資料の標識の部分などを読むと、「軽微なもの」とは思えないが、必要だろうか？</p>	<p>誤解が生じないように、概要版及び本文には、本マニュアルの対象となる次の活動を列挙しました。</p> <p>(1) 歩道の維持管理作業（補修等）</p> <p>(2) 歩道の維持管理作業（刈り払い等）、看板類の設置・補修、歩道の表示</p>
<p>大雪山国立公園研究者ネットワーク 北海道大学大学院環境科学研究院渡辺教授</p>	<p>7 ●作業実施者にとって報告書の作成が大きな負担となっている。作業実施者のモチベーションを低下させないためにも、スマートフォンで登山道の状況や補修が必要と思われる箇所を簡単に報告、登録できる仕組みの構築を目指すこととし、それが実現するまでの間は暫定的に本マニュアルの実施計画書・報告書を使ってもらうとの位置づけを明記すべき。</p>	<p>本マニュアルの対象となる、(1) 歩道の維持管理作業（補修等）については、大雪山国立公園の高山帯は、自然環境保全上重要な場所であるため、歩道の補修等の維持管理作業の詳細については、慎重に検討がなされる必要があります。そのため、作業内容が具体的にわかる資料をもとに関係者で事前にその内容を検討することが必要で、作業を行おうとする者に、それに必要な必要最小限の労力をご負担いただくことは自然環境保全上やむを得ないものと考えます。</p> <p>その一方、(2) 歩道の維持管理作業（刈り払い等）、看板類の設置・補修、歩道の表示については、ご指摘を踏まえて、事後に登山道関係者による情報交換会の場に報告を提出していただき、そこで検討することにより負担を軽減します。</p> <p>なお、「スマートフォンで登山道の状況や補修が必要と思われる箇所を簡単に報告、登録できる仕組みの構築」については、登山道のデータベースの構築が必要であるという課題であり、本マニュアルにおける(1) 歩道の維持管理作業（補修等）の計画を作成することと若干趣旨が異なると考えますが、重要なお指摘と認識しており、「大雪山国立公園における歩道等維持管理作業実施手順マニュアルの運用について」において、課題として記載します。</p>
	<p>8 ●誘導標識の統一表示方法のうち大雪山グレードのピクトについて、大雪山グレードが浸透しておらず、今後一層浸透を図る必要</p>	<p>ご指摘を踏まえ、記載を維持するようにします。</p>

		があるとの観点から、記載を維持すべき。	
	9	●野営指定地には管理者がいると一般の登山者は考えるが、実際にはいないのが現状。管理者（組織）を早急に設置し、そのうえで標識に「キャンプ指定地（campground）」と明記すべき。	いただいた御指摘は、課題と認識し、今後関係者と相談してまいります。
北海道山岳整備	10	○作業実施計画が適切であると判断する基準や、適切であると誰がどのように判断するのかという点がマニュアル（素案）に明示されていないので、施工の結果、荒廃が進む結果になることが心配。	（１）歩道の維持管理作業（補修等）について、作業実施計画に示された内容が適切かについては、そもそも同じ実施内容でも現場に応じて適切にも不適切にもなりうる等、状況に応じて異なっており一概には言えないため、何らかの基準を作成し、事務局でその基準をもとに適切性を判断することは困難であると考えてに至りました。 そこで、作業実施計画の内容を検討する「登山道技術指針運用・活用ワーキンググループ」をつくり、事務局から当該メンバーに作業実施計画を照会して、意見・助言をもらい、事務局が作業実施計画作成者にフィードバックし、改善を検討してもらうという対応とします。
	11	●歩道の表示について「原則山岳会の指導の下に行く」とあるが、必ずしも実施方法が統一されておらず、課題であると考えている。	これまで実施されてきた歩道の表示の経緯を尊重する必要があると考える一方、ご指摘の課題はそのとおりであると考えます。今後、実施方法を統一する余地があることを踏まえ「これまで当該登山道で実施されてきた方法を十分踏まえて行う。」と修正しました。
山樂舎 BEAR	12	○すぐに修復しないと危険な場合（雪が融けて初めて危険な箇所が明らかになった場合や、集中豪雨の後にすぐ直さないと危険な場合等）は、マニュアルの手順に従ってはい間に合わないのではないか。	本マニュアルの手順によらず、実施することができる内容に、「非常災害の応急措置（豪雨等の災害を原因とし早急に簡易な修繕をしなければ登山者に危険が及ぶような事案）」を追加しました。
アースウィンド	13	○適切な補修方法が関係者が知らない、思いつかない場合もあるので、有識者がアドバイザー的な立場で検討に参加してもらえないか。	現在の登山道関係者による情報交換会の実施体制では有識者に検討を依頼するための予算措置は困難ですので、登山道関係者による情報交換会の参加メンバーの中から「登山道技術指針運用・活用ワ

			ーキンググループ」に参加いただき、検討をする体制としたいと考えます。
上川総合振興局南部森林室	14	<p>●P1 1.(2) 目的の項について</p> <p>1行目 「それ以外の者」を「地域の関係者」に修正</p> <p>2行目 「も含め」を「が」に修正</p> <p>3行目 「すること、補修や維持管理作業の技術的な・・・」を「するとともに、技術的な・・・」に修正</p> <p>●P1 「2. 本マニュアルの対象となる補修や維持管理作業」を「2. 本マニュアルの対象となる維持管理作業等」に修正（補修は維持管理作業の中に含まれるとの趣旨）</p>	御指摘のとおり修正します。
	15	<p>●P4 3-2(2) 作業や調査をする際には入林承認申請も必要、人為的行為がすべて判る内容で申請が必要</p>	御指摘を踏まえて、次の一文を加えます。 「なお、土地所有関係手続きについて、道有林においては調査や作業を実施する際には、その行為内容が分かる内容で入林承認申請を行う必要がある。」
	16	<p>●P16 「3 道有林制度」の項は次のように修正</p> <p>(1) 道有林の使用</p> <p>○国有林に準じて運用されている。</p> <p>(2) 入林手続き</p> <p>「入林箱設置箇所」の項は「○」を「※」に修正</p>	御指摘のとおり修正します。

